

富士見町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年12月24日

富士見町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

当町は、長野県南東部の八ヶ岳山麓の裾野に位置し、高原特有の立地条件を生かした花卉・野菜などの栽培や、酪農・水稻を主体とする農業生産を展開しているが、農家数の減少や高齢化による農業従事者の減少など、担い手不足による遊休農地の発生・増加が懸念されている。

そのため遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みの強化、中心的経営体、担い手となる認定農業者、新規就農者の確保と育成、農地中間管理事業等を活用した農地集積・集約化に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、富士見町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1.遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年4月)	1,570 ha	99ha	6.30 %
3年後の目標 (令和10年3月)	1,570 ha	98ha	6.20 %

※ 遊休農地の解消目標における管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する農地利用状況調査から集計
(管内農地面積=作付農地+保全管理農地+人力復旧可能農地)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による「利用状況調査」と「利用意向調査」を実施する。それぞれの調査は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年4月)	1,570 ha	548 ha	34.90 %
目 標 (令和15年3月)	1,570 ha	942 ha	60.0 %

※目標は、富士見町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①担い手への農地調整について

利用意向調査の結果、貸付を希望する農地については、「地域計画」に位置づけられた中心的経営体や規模拡大を希望する担い手等へ情報提供を行い、町で進める農業構想と連携した農地調整を実施する。

農地調整の際には、地域で取り組む日本型直接支払事業等の実施団体とも協力し、情報収集に努める。

遊休農地の活用方法については、「地域計画」による目標地図により作付け作物を検討し、希望する担い手へ結びつける。

②農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

③農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は農地の集積率により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3.新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和7年4月)	60 人	8 社
目 標 (令和8年3月)	61 人	11 社

※目標は、富士見町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」および

富士見町第2期「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」による。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①農業後継者の掘り起こしについて

地域で活躍している既存農家の後継者や、定年帰農を計画している者の掘り起しを行い、新たな就農に結びつくよう支援する。

②営農推進係との連携について

新規参入を希望する者（法人を含む）については、新規就農者育成総合対策等による支援の可否、農業法人誘致ガイドラインに適合するか等、営農推進係との情報交換を行ない、管内の遊休農地の情報を提供し新規参入の促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

富士見町において作成された「地域計画」に基づき農地を効率的かつ総合的に利用していくため、富士見町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力